

環境省告示第八十三号

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第七条第四項の規定に基づき、展示動物の飼養及び保管に関する基準（平成十六年四月環境省告示第三十三号）の一部を次のように改正し、平成二十五年九月一日から適用する。

平成二十五年八月三十日

環境大臣 石原 伸晃

第1の2中「及び整備の状況」を「、整備の状況及びその維持管理等に必要な経費」に改め、「種類」の「ト」及び数」を「大きいこと等」の「ト」から、その飼養については限定的であるべきこと」を「すべきであること。」の「ト」特に、特定動物に係る選定については、不十分な管理が、直接人命等に害を加えるおそれがあることを勘案しつつ、より慎重に検討すべきであること。」を加え、同4中「終生飼養」を「その命を終えるまで適切に飼養（以下「終生飼養」という。）」に改め
る。

第2の(二)中「哺乳類」を「哺乳類」に改める。

第3の1の(二)の「ト」中、「傷病のみだりな放置は」を「、みだりに、疾病にかかり、又は負傷した動物の適切な保護を行わないことは」に「」について十分に認識」を「を十分に認識」に改め、同4中「すること。」の「ト」特に、犬及び猫については、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律

第105号。以下「法」という。)第22条の5に定める期間は、親子を共に飼養するよう努めること。」を加え、回キの次に次のように加える。

ク 犬又は猫の展示を行う場合には、原則として、午前8時から午後8時までの間において行うこと。

娘^三の三の三の三^二の三^一の三^一の三^一「保守点検」や「施設の実施状況や飛来物の堆積状況について確認する等の保守点検」に努め、回^二の三^一の三^一「努めること。」の三^一の三^一「また、有毒動物の飼養施設については、開口部が閉じた状態であっても、外部から当該動物の状態を確認できるものとする。」や三^一の三^一の三^一の三^一「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」や「法」に「措置」や「関係機関との連絡体制、捕獲又は捕殺するための措置等」に努め、回^一の三^一の三^一「譲り渡すように努めること。」の三^一の三^一「また、あらかじめ、展示動物の譲渡先を探するための体制の確保に努めること。」や三^一の三^一の三^一の三^一「娘^一の三^一の三^一の三^一の三^一「配慮し、動物をみだりに殴打し、酷使用する等の虐待となるおそれがある過酷なものとならないようにすること」や「配慮することとし、動物をみだりに、殴打し、酷使用すること等は、虐待となるおそれがあることを十分認識すること」に努め、回^三の三^一の三^一「与えないようにすること。」の三^一の三^一「特に犬又は猫の撮影に当たっては、幼齢期の取扱いに留意するよう努めること。」を加える。